



ガラテヤ 5:13

兄弟たちよ。あなたがたが召されたのは、実に、自由を得るためである。ただ、その自由を、肉の働く機会としないで、愛をもって互に仕えなさい。

1ペテロ 2:16

自由人にふさわしく行動しなさい。
ただし、自由をば悪を行う口実として用いず、神の僕にふさわしく行動しなさい。

| | 従来の政府解釈 | 今回の閣議決定 |
|-----------|---|---|
| 憲法9条の解釈 | 必要最小限度の実力行使は可能 | |
| | ↓ 具体化 ↓ | |
| 自衛権発動三要件 | ① 我が国に対する急迫不正の侵害があったこと | ① 我が国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、我が国が侵害される明白な危険がある場合 |
| | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロなどのリスクより、必要最小限度の意味が変化！ </div> | |
| | ② 他に適当な手段がないこと | ② 他に適当な手段がないこと |
| | ③ 必要最小限度の実力行使であること | ③ 必要最小限度の実力行使であること |
| 集団的自衛権の行使 | ① を満たさず必要最小限度ではないため一切行使できない | ① を満たす限度で行使できる |

| | 従来の政府解釈 | 今回の閣議決定 |
|----------|--|--|
| 憲法9条の解釈 | 必要最小限度の実力行使は可能 | |
| |  | |
| 自衛権発動三要件 | <p>① 我が国に対する急迫不正の侵害があったこと</p> | <p>① 我が国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、我が国が侵害される明白な危険がある場合</p> |
| |  | |
| | <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロなどのリスクより、必要最小限度の意味が変化！</p> </div> | |

| | | |
|-----------|---|----------------------------|
| | <p>② 他に適当な手段がないこと</p> | |
| | <p>③ 必要最小限度の実力行使であること</p> | |
| 集団的自衛権の行使 | <p>① を満たさず必要 最小限度ではない ため一切行使でき ない</p> | <p>① を満たす限度で 行使できる</p> |
| | <p>変更</p> | |

1ペテロ 2:13-17

「あなたがたは、すべて人の立てた制度に、主のゆえに従いなさい。主権者としての王であろうと、 2:14 あるいは、悪を行う者を罰し善を行う者を賞するために、王からつかわされた長官であろうと、これに従いなさい。 2:15 善を行うことによって、愚かな人々の無知な発言を封じるのは、神の御旨なのである。 →

2:16 自由人にふさわしく行動しなさい。ただし、自由をば悪を行う口実として用いず、神の僕にふさわしく行動しなさい。 2:17 すべての人をうやまい、兄弟たちを愛し、神をおそれ、王を尊びなさい。」

マタイ 6:31-33

「だから、何を食べようか、何を飲もうか、
あるいは何を着ようかと言って思いわずらう
な。 6:32 これらのものはみな、異邦人が切
に求めているものである。あなたがたの天の
父は、これらのものが、ことごとくあなたが
たに必要であることをご存じである。→

6:33 まず神の国と神の義とを求めな
さい。そうすれば、これらのものは、
すべて添えて与えられるであろう。」

教会への勧告下357, 358

「われわれの上には支配者として任命された人びとがあり、また国民を統制する法律がある。これらの法律がなかったならば社会状態は今日よりももっとひどかったであろう。これらの法律の中には善いものも悪いものもある→

教会への勧告下357, 358

悪いものが数を増して来ているから、われわれはそのうちに困難な立場に立たせられる時が来る。しかし神は、ご自分の民が確固としてみ言葉の原則に従って行動するように支持してくださるのである。」

クリスチャンの奉仕232

「当時から福音教会の創始者や、神の証人たちにより何世紀もの間、かかげられてきた真理と宗教自由のみ旗は、この最後の闘争において、われわれの手にゆだねられている。→

この大きな賜物に対する責任は、神がみ言葉を
知る知識を与えたもうた人々の上にかかっ
ている。われわれはこのみ言葉を至高の権威
として受け入れねばならない。われわれは人
間の政治を神が任命された条令として認め、

→

その正当な範囲内において神聖な義務としてそれに従うよう教えねばならない。しかしその主張が神の主張に相反する場合、人々よりむしろ神に従わねばならない。神のみ言葉は、人間のどんな法律より上位のものと認められねばならない。→

「主はこう言われる」ということは、「教会はこう言う」とか「国家はこう言う」ということでわきへのけられてはならない。キリストの冠は、地上の主権者の王冠の上にかかげられるはずである。」

教会への勧告下358

「国家の法律は、神がシナイからはっきり聞えるみ声をもって語り、後に御自身の指で石の上に刻まれた、より高い律法に反しない限り、どんな場合でも服従することがわれわれの義務であることをわたしは示された。→

「わたしの律法を彼らの思いの中に入れ、彼らの心に書きつけよう。こうして、わたしは彼らの神になり、彼らはわたしの民となるであらう。」心に神の律法が書いてある者は人間よりもむしろ神に従う。そして、わずかでも神の律法からそれるよりは→

むしろすべての人間の命令にそむくことを選ぶ。真理を靈感によって教えられ、神のすべてのみ言葉によって生きるよう良心に導かれている神の民は、その心に書かれた神の律法を、自分たちが認めることができまた従うことができる**唯一の権威**として信じる。**神の律法**の知恵と権威に並ぶものはない。」

各時代の希望中315

「イエスの在世当時の政治は墮落していて、
圧制的であった。棄てておけない悪弊—搾取、
偏狭、暴虐な残酷さがいたるところにみられ
た。それでも救い主は、社会改革を試みられ
なかった。主は国民の悪弊を攻撃したり、国
民の敵を非難したりされなかった。→

主は、権力者たちの権威や行政に干渉されなかった。われわれの模範であられたおかたは、現世の政治から遠ざかっておられた。それは、主が人々の不幸に対して無関心であられたからではなく、これを救う方法がただ人間の外面的な手段にはなかったからである。→

効果があるためには、救済策は個人に
及び、心を生まれかわらせねばならな
いのである。」→

「キリストのみ国は、法廷や会議や立法議会などの決定や、世俗的に有力な人たちの後援によってではなく、聖霊の働きを通して、キリストの性質が人間性のうちにうえつけられることによって、建てられるのである。→

「彼を受け入れた者、すなわち、その名を信じた人々には、彼は神の子となる力を与えたのである。それらの人は、血すじによらず、肉の欲によらず、また、人の欲にもよらず、ただ神によって生れたのである」(ヨハネ 1:12, 13)。→

ここに人類を高めることのできるただ一つの
力がある。そしてこの働きをなしとげるため
に人間のできることは、神のみことばを教え、
実行することである。」